

新座市都市計画マスタープラン 第4章

全体構想

1. 土地利用・都市機能に関する基本方針
2. 公共交通に関する基本方針
3. 道路ネットワークに関する基本方針
4. みどりと水に関する基本方針
5. 都市環境に関する基本方針
6. 防災都市づくりに関する基本方針
7. シティプロモーションの都市づくりに
関する基本方針

1. 土地利用・都市機能に関する基本方針



将来都市構造で示した三つの土地利用ゾーンを踏まえ、各ゾーンにおける土地利用・都市機能に関する基本方針を利用区分別に示します。

(1)市街地ゾーン

市街地ゾーンでは、商業地や工業・物流業務地、住宅地、公共サービス集積地、沿道複合地など都市的な土地利用のもと、各用途に応じた質の高い市街地環境を形成します。

■商業系市街地

①拠点商業地

● 交通結節点※となる主要な鉄道駅周辺の商業地として、商業・業務施設や行政・文化施設、医療施設などの利便施設が集積する本市のにぎわいの中心となるエリアを『拠点商業地』と位置付けます。

<志木駅周辺>

- 志木駅周辺は、市北部の『都市拠点』として、整備された良好な都市基盤※をいかしつつ、志木駅周辺地区地区計画※に基づく土地利用の誘導や、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間の確保などにより、拠点にふさわしい、にぎわいと安全性、快適性を兼ね備えた良好な商業地空間の形成を図ります。また、低未利用地※の解消や土地の高度利用など土地の有効利用を促進することにより、拠点機能の強化を図ります。



志木駅南口

<新座駅周辺>

- 新座駅南口周辺は、市中央部の『都市拠点』として、整備された良好な都市基盤※をいかしつつ、新座駅南口地区地区計画※に基づく土地利用の誘導や、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間の確保などにより、拠点にふさわしい良好な商業地空間の形成を図ります。
- 新座駅北口周辺は、新座駅南口周辺と一体と



新座駅南口

なった都市拠点づくりを図るため、新座駅北口土地区画整理事業※により、北口駅前広場を始めとする都市基盤※の整備を進めます。また、新座駅北口地区地区計画※に基づく土地利用の誘導や、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間の確保などにより、拠点にふさわしい良好な商業地空間の形成を図ります。

<ひばりヶ丘駅北口周辺>

- ひばりヶ丘駅北口周辺に位置する(都)ひばりヶ丘片山線沿道は、市南部の『生活拠点』として、地域地区※の見直しや地区計画※などの適用も視野に、後背地の居住環境との調和に配慮しつつ、地域住民の日常生活を支える快適で利便性の高い沿道商業地の形成を図ります。



(都)ひばりヶ丘片山線沿道

②近隣商業地

- 地域の身近な商業地として、市民の生活利便性の向上に資する商業・業務施設などの立地誘導を図るエリアを『近隣商業地』と位置付けます。

- 栄四丁目の(県)東京朝霞線沿道では、近隣商業地にふさわしい、安全で快適な沿道空間の形成を図ります。
- 新堀三丁目の(都)府中清瀬線沿道では、周辺の居住環境との調和に配慮した建築物の立地・誘導を図ります。また、今後の土地利用動向を踏まえ、地域地区※の見直しや地区計画※などの適用を検討します。

■工業系市街地

③工業・物流業務地

- 工業施設や物流業務施設などの立地誘導を図り、本市の活力と持続的発展を支えるエリアを『工業・物流業務地』と位置付けます。

- 大和田二・三丁目地区は、新座駅、(国)254号、(国)463号、所沢インターチェンジに近接する交通利便性の高さから、本市の活力を生み出す『産業・物流拠点』として、整備された良好な都市基盤※をいかし、大和田二・三丁目地区地区計画※に基づく土地利用の誘導のもと、新たな施設立地を促進することで、周辺環境に配慮した良好なまちなみ形成と、地区の利便増進を図ります。



大和田二・三丁目地区

- その他、大規模な工業施設や物流業務施設が立地する市街地では、敷地内の緑化の促進や、都市基盤※の強化など、周辺環境との調和や景観に十分配慮しながら生産環境の維持に取り組むことで、質の高い工業・物流業

務地の形成を図ります。

- 住宅と工業施設などの混在が進んでいる市街地では、住宅地との共存に向け、敷地内の緑化の促進とともに、地域地区※の見直しや地区計画※などを活用した街区単位での住工のすみ分けや土地利用のルール化などを検討します。

■住居系市街地

④住宅地

- 地区計画※が定められている住宅地では、引き続き地区計画※に基づき、各地区の特性に応じた良好な居住環境の誘導を図ります。なお、地区計画※の策定後、長期にわたり市街地環境の改善や整備が進んでいない地区などにおいては、既存計画の見直しを検討します。
- 住宅地のうち、まとまった緑地や農地を有する地区では、自然環境と調和した良好な住環境の保全を図ります。
- 長期未着手となっている東北土地区画整理事業※の未整備地区では、市街地環境の改善に向けた対応・手法などを検討します。
- 住宅密集地や老朽化した住宅団地など、居住環境の改善が求められる市街地では、地域地区※の見直しや地区計画※などを活用した環境改善を検討します。

<低層専用住宅地>

- 戸建て住宅や低層の集合住宅で構成された、ゆとりある良質な住宅地の形成を図るエリアを『低層専用住宅地』と位置付けます。

- 農地が多く残る低層専用住宅地のうち、農業従事者の意向などを踏まえつつ、良好な居住環境と営農環境の両立・向上を目指す市街地では、地域地区※の見直しや地区計画※などの適用を検討します。

<中高層専用住宅地>

- 戸建て住宅や中高層の集合住宅を中心とした土地利用を前提に、一定規模の商業施設やサービス施設の立地を許容することで、ゆとりある暮らしと機能性を併せ持った住宅地の形成を図るエリアを『中高層専用住宅地』と位置付けます。

- 中高層専用住宅地のうち、主に低層住宅で構成されている市街地では、土地利用の動向を踏まえつつ、低中層住宅地としての環境誘導に向け、地区計画※の適用などを検討します。

<一般住宅地>

- 住居系市街地としての環境を維持しつつ、一定規模の商業・業務施設やサービス施設の立地を許容することで、生活利便性の高い住宅地の形成を図るエリアを『一般住宅地』と位置付けます。

- 一般住宅地では、住宅地の土地利用で示した基本方針のもと、地区ごとの状況及び特性に応じた市街地環境の保全及び改善を図ります。

<沿道住宅地>

- 商業・業務施設やサービス施設と居住空間が共存する、利便性と快適性を兼ね備えた住宅地の形成を図るエリアを『沿道住宅地』と位置付けます。

- 沿道住宅地のうち、(都)保谷朝霞線を始めとする未整備区間の都市計画道路沿道では、市街地ごとの特性に応じた土地利用の誘導や良好な沿道空間の創出を図るため、道路整備の進捗状況を踏まえつつ、地区計画※などの適用を検討します。

■その他の市街地

⑤公共サービス集積地

- 行政・文化施設や福祉施設などの公共サービス施設が集積するエリアを『公共サービス集積地』と位置付けます。

- 新座市役所の周辺は、市民会館や中央図書館など本市の主要な公共サービス施設が集積する『行政拠点』として、地域地区※の見直しや地区計画※などの適用も視野に入れた土地利用の適切な誘導により、拠点にふさわしい、ゆとりと利便性を併せ持つ快適な市街地環境の形成を図ります。また、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間の確保により、アクセス機能と安全性の向上を図ります。



市民会館

- 新塚一丁目地区では、新塚地区地区計画※のもと、福祉施設や行政・文化施設などの公共サービス施設の維持と、周辺のみどり豊かな環境と調和した良好な市街地環境を保全します。

⑥沿道複合地

- 幹線道路沿道における交通利便性をいかした複合型用途の市街地の形成を図るエリアを『沿道複合地』と位置付けます。

- (国)254 号の沿道では、後背地の居住環境との調和に配慮しつつ、各種の商業・業務施設やサービス施設、流通業務施設などの沿道利用を促進することで、地域の利便性と活力の向上に資する市街地の形成を図ります。

(2)市街地検討ゾーン

市街地検討ゾーンでは、既存の良好な自然環境との調和に配慮しつつ、将来の都市構想に即しながら、SDGs※の実現に資するスマートシティ※の創出に向けた新たな都市づくりを検討します。

土地利用検討地

● 今後の交通政策や人口動向を踏まえ、新たな市街地整備を検討するエリアを『土地利用検討地』と位置付けます。

- 馬場一・四丁目、堀ノ内一丁目周辺では、「地下鉄12号線※の延伸」及び「関越自動車道スマートインターチェンジ※の設置」の実現を見据え、(仮称)新座中央駅及び(仮称)新座スマートインターチェンジ※の整備予定地周辺における新たな拠点形成と市街地整備を検討します。
- 道場二丁目では、(都)保谷朝霞線の整備進捗に合わせて、田園環境との調和に配慮しつつ産業系などの土地利用を検討します。
- 菅沢、あたご二・三丁目周辺では、新座駅に近接する地理条件をいかし、今後の人口動向や住宅の需給バランスなどを見据えつつ、土地区画整理事業※などによる新たな市街地整備を検討します。
- なお、いずれの地区においても、市街地整備が具体化されるまでは、無秩序な開発を抑制します。また、市街地整備が具体化される際には、農地や斜面林などの自然環境との調和にも十分に配慮した市街地形成に取り組みます。

(3)環境保全ゾーン

環境保全ゾーンでは、市街化調整区域※の位置付けを前提に、雑木林、水辺などの良好な自然環境や農地の保全・活用とともに、無秩序な開発を抑制し、周辺環境との調和・共存に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。

①自然地・緑地

● 自然観察・レクリエーションの拠点となる良好な自然地や主要な公園・緑地のあるエリアを『自然地・緑地』と位置付けます。

- 国指定天然記念物※である平林寺境内林の保全に努めます。
- 平林寺周辺の雑木林や妙音沢周辺の斜面林などの自然地、総合運動公園や栄緑道などの施設緑地については、緑地保全に関する制度の適用や、施設緑地としての適切な管理のもと、引き続き良好な緑地環境を維持・保全するとともに、自然観察・レクリエーションの場として活用を図ります。

- 柳瀬川や黒目川を始めとする河川や野火止用水については、関係機関との協力のもと、引き続き良好な自然環境を保全するとともに、散策や憩いの場として活用を図ります。



柳瀬川

②緑住共存地

- 雑木林や水辺などの良好な自然環境や農地の保全とともに、無秩序な開発を抑制するエリアを『緑住共存地』と位置付けます。

- 一団のまとまりある雑木林については、緑地保全に関する制度を活用し、良好な緑地環境の保全を図るとともに、市民及び各種団体との連携による適切な維持・管理や、自然観察やレクリエーションの場としての活用に取り組みます。
- 農地については、引き続き農業生産の場として保全を図ります。また、遊休農地や耕作放棄地の抑制に向けて、農業委員会との協力のもと、新たな担い手への農地の斡旋、レジャー農園※(市民農園)や農業体験農園※などによる農地の有効活用を促進を図ります。
- 集落地では、周辺の農地や自然地との調和に配慮した居住環境の維持を図ります。
- 地域に点在する一団の既存住宅地では、地域地区※の見直しや地区計画※の適用も視野に入れた、居住環境の維持・改善を検討します。
- 石神一丁目地区や大和田一丁目地区を始めとする旧暫定逆線引き地区※では、既存の土地利用の維持を前提としつつ、地権者による市街化区域※編入への機運が高まった際には、土地区画整理事業※の実施など編入に向けた具体的な検討を行います。



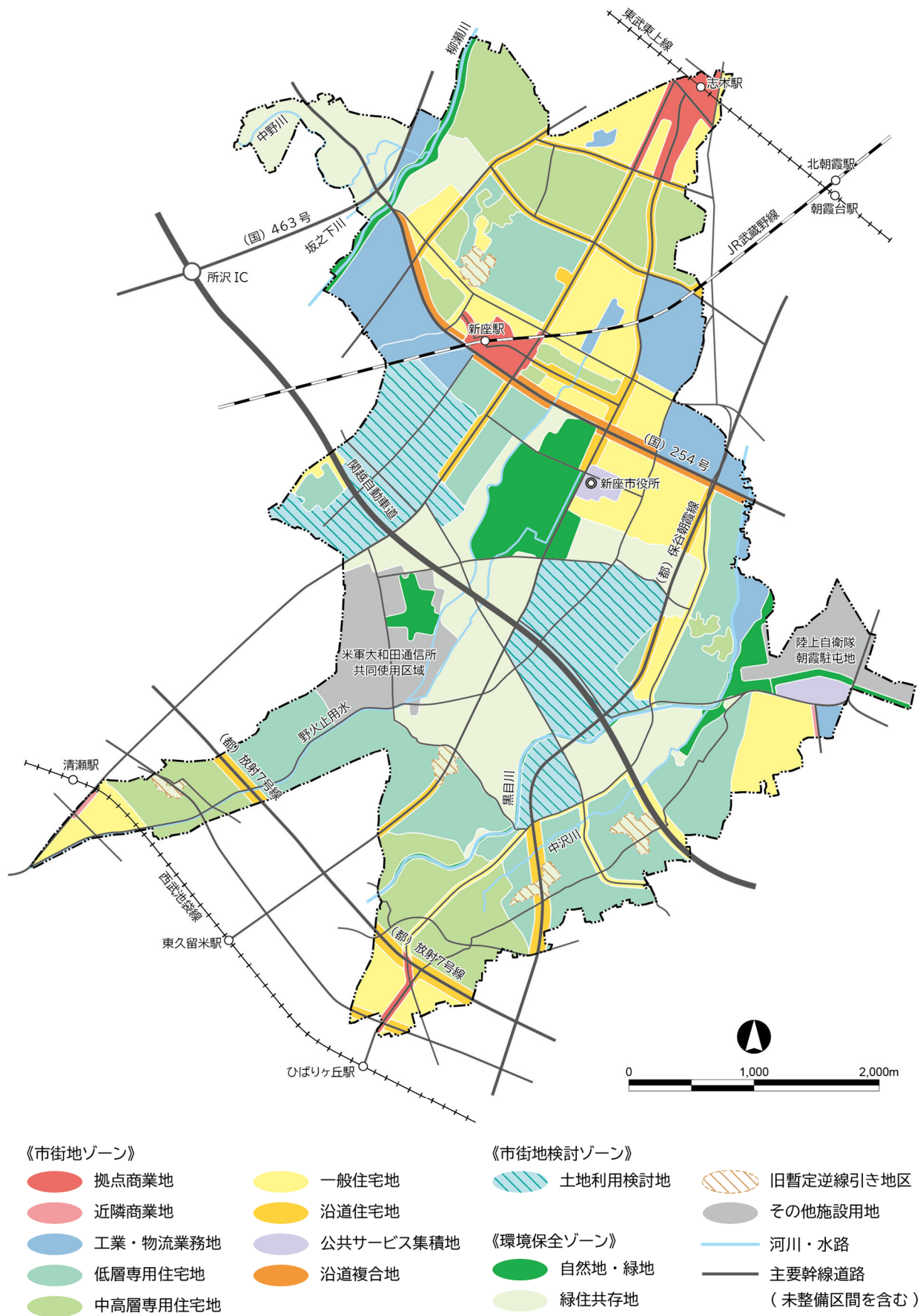
農地(畑中一丁目)

(4)その他

その他施設用地

- 米軍大和田通信所共同使用区域及び陸上自衛隊朝霞駐屯地については、各機関の施設利用方針に基づくものとします。

土地利用方針図



2. 公共交通に関する基本方針

関連する
SDGs



(1) 公共交通の利便性向上

① 鉄道

- 東武東上線、J R 武蔵野線、西武池袋線については、広域的な都市間の移動を支える基幹的な公共交通と位置付け、ダイヤの見直し、駅舎の改善など更なる利便性の向上に向けて、鉄道事業者へ要望します。
- 地下鉄 12 号線※の延伸及び(仮称)新座中央駅の設置実現に向けて、都市高速鉄道 12 号線延伸促進協議会などを通じて、関係機関へ要望活動を続けていくとともに、実現に向けた調査・検討を継続します。

② 路線バス

- 全てのバス路線について、利用者のニーズを踏まえた運行本数の見直しやバス路線の拡大などを事業者へ要望するなど、定時性の確保や速達性、待ち時間減少に向けた取組を進めます。
- バス停留所については、利用者の利便性及び快適性の向上に向けて、屋根・ベンチの維持管理や増設、運行状況案内システムの設置などを事業者へ要望します。
- 自転車駐車が設置されたバス停留所では、サイクルアンドバスライドシステム※の維持に必要な施設管理を適切に行い、利用者への利便性の確保を図ります。



サイクルアンドバスライドシステム

③ 鉄道・路線バスを補完する交通システム

- 公共施設や病院への移動など、路線バスを補完し、市民の暮らしを支える身近な移動手段として、コミュニティバス(にいバス)※やデマンド交通※を含めた地域交通システムの充実を図ります。
- 鉄道・路線バスを補完する交通システムの一つとして、シェアサイクル※の利用促進を図ります。

④交通結節点

- 志木駅及び新座駅では、公共交通や主要施設への案内機能を強化するとともに、バリアフリー※に配慮した、誰もが歩きやすい快適で安全な歩行空間を整備することにより、利便性と安全性、快適性の向上を図ります。
- 新座駅北口では、新座駅北口土地区画整理事業※と連動した北口駅前広場とこれに接続する都市計画道路の整備により、交通結節点※としての機能強化を図ります。
- 志木駅及び新座駅周辺の自転車駐車場やバイク駐車場については、施設の適切な維持・管理により、利用者への利便性の確保を図ります。
- (仮称)新座中央駅の周辺整備の方向性については、地下鉄12号線※延伸の進捗状況を勘案しながら、調査・検討を進めます。



志木駅南口自転車駐車場

(2)公共交通の利用促進

- 鉄道とバスの乗り継ぎや運行状況などの情報提供の強化について、交通事業者と連携して進めます。
- タクシーについては、鉄道駅や大規模施設の周辺など利用者の多い場所を中心に、乗降スペースのバリアフリー※化を促進することで、利便性と安全性の向上を図ります。
- MaaS※などIoT※を用いた新たな移動サービスについては、公共交通の更なる利用促進につながることから、国の動向などを注視し、事業者及び近隣自治体と連携・調整を図ります。

3. 道路ネットワークに関する基本方針

関連する
SDGs



(1) 幹線道路ネットワーク

将来都市構造で示した連携軸及びシンボル軸の考え方をもとに、本市の幹線道路ネットワークを構成する各道路について、機能・役割に応じて整備・改善に関する基本方針を示します。

① 広域幹線道路

- 自動車専用道路や広域の都市間を結ぶ主要な道路を、『広域幹線道路』と位置付けます。

【対象路線】	○ 関越自動車道 ○ (都)東京小諸バイパス((国)254 号) ○ (都)浦和所沢線((国)463 号) ○ (都)保谷朝霞線、(都)黒目川通線〔朝霞都市計画〕 ○ (都)放射7号線(野寺五丁目～栗原一丁目)、 (都)放射7号線(新堀一丁目～新堀一丁目)
--------	--

- 広域幹線道路に位置付けた都市計画道路のうち、未整備の路線及び区間について、引き続き関係機関へ整備を要望します。
- (都)東京小諸バイパス((国)254 号)については、歩行環境の改善に向けた改良整備を関係機関へ要望します。
- (仮称)新座スマートインターチェンジ※の設置に向け、設置位置や接続道路の整備・改良について、調査・検討を進めます。



(都)浦和所沢線((国)463 号)

②地域幹線道路

- 周辺都市や市内の地域・各拠点間を結ぶ主要な道路を、『地域幹線道路』と位置付けます。

【対象路線】	○(都)東村山足立線(志木街道) ○(都)志木大和田線(防衛道路・三本木通り) ○(都)東武南通り1号線、(都)東武南通り2号線 ○(都)東朝霞線、(都)中央通線〔朝霞都市計画〕 ○(都)東久留米志木線 ○(都)東北通り線 ○(都)ひばりヶ丘片山線、(都)ひばりが丘駅北口線〔西東京都市計画〕 ○(都)新座駅南口通線 ○(都)保谷秋津線(西東京市下保谷三丁目～新座市栗原五丁目)〔西東京都市計画〕、(東久留米市浅間町三丁目～清瀬市野塩一丁目)〔東村山都市計画〕 ○(都)府中清瀬線〔東村山都市計画〕 ○(都)朝霞新座線 ○(県)東京朝霞線
--------	--

- 地域幹線道路に位置付けた都市計画道路のうち未整備の区間については、社会経済状況や市民ニーズを踏まえ、柔軟な検討を進める中で、効率的な整備を進めます。また、地域の状況に応じて、整備に向けた関係機関への働きかけを行います。
- 地域幹線道路に位置付けた一般県道については、利用状況を踏まえた改良などを関係機関へ要望します。



(都)東久留米志木線

③地区幹線道路

- 広域・地域幹線道路を補完する、又は市内の地区間を結ぶ主要な道路を『地区幹線道路』と位置付けます。

【対象路線】	○(都)大和田通線 ○(都)新座駅北口通線 ○(都)練馬東村山線〔東村山都市計画〕 ○(都)北野通り線 ○(主)保谷志木線 ○(主)練馬所沢線 ○(主)飯田橋石神井新座線
--------	---

	○(県)新座和光線(旧川越街道) ○(県)前沢保谷線 ○(市)水道道路(第5号) ○(市)産業道路(第7号) ○(市)市場坂通り(第9号) ○(市)富士見新道、(市)馬喰橋通り(第113号) ○(市)陣屋通り、(市)畑中公民館通り(第8号) ○(市)関越自動車道側道(新座消防署～大橋)(第117号) ○(市)サンライズストリート～武野通り先(第118号) ○(市)あたご菅沢通り(第6号) ○(市)恵山通り(第110号) ○(市)こもれび通り(第111号)
--	--

- 地区幹線道路に位置付けた都市計画道路のうち未整備の区間については、社会経済状況や市民ニーズを踏まえ、柔軟な検討を進める中で、効率的な整備を進めます。また、地域の状況に応じて、整備に向けた関係機関への働きかけを行います。
- 地区幹線道路に位置付けた主要地方道及び一般県道では、各道路の整備状況などを踏まえつつ、必要な箇所について、道路や歩道の拡幅、交差点の整備・改良を関係機関に要望します。
- 地区幹線道路に位置付けた市道では、歩行者や自転車の安全確保を図るため、道路の整備状況などを踏まえつつ、必要な箇所について改良整備を進めます。

④シンボルロード

- 「都市拠点」「生活拠点」「行政拠点」など、拠点となる市街地間を結ぶ幹線道路を『シンボルロード※』と位置付けます。

【対象路線】	○(都)東久留米志木線 ○(都)放射7号線(野寺五丁目～栗原一丁目)のうち一部区間 ○(都)ひばりヶ丘片山線 ○(都)新座駅南口通線
--------	---

- (都)東久留米志木線のうち志木駅周辺では、無電柱化を検討します。
- (都)東久留米志木線を始めとする各シンボルロード※において、自転車通行空間の整備を検討します。
- シンボルロード※では、建築物のセットバックや形態意匠の制限など、本市の魅力向上に資する良好な沿道空間の創出を検討します。なお、地区計画※が定められている区間では、引き続き地区計画※の整備方針に基づき、良好な沿道空間の創出を図ります。

⑤新市街地整備を踏まえた新たな道路ネットワークの検討

- （仮称）新座中央駅及び（仮称）新座スマートインターチェンジ※の整備予定地周辺では、新市街地の整備に合わせ、各施設へのアクセス路線を含む新たな幹線道路ネットワークの在り方を検討します。

（2）道路環境の改善・整備

①円滑な移動を支える交通環境の整備・改善

- 渋滞発生の原因となる交差点では、渋滞解消に向けて、右折レーンの設置などを検討します。

②歩行者・自転車に配慮した人にやさしい安全な道路づくり

- 市管理の幹線市道や生活道路においては、歩行者の安全性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を計画的に進めます。
- 道路の新設や改良に当たっては、年齢や障がいの有無を問わず誰もが安全に通行できるよう、ユニバーサルデザイン※やバリアフリー※、新たなモビリティ（交通手段）の利用などに配慮した整備を行います。
- 自転車の利用促進と安全確保に向けて、シンボルロード※を基軸とする市内全域における自転車ネットワークの構築を検討します。また、道路の整備に当たっては、必要に応じて自転車の利用にも配慮した整備に努めます。

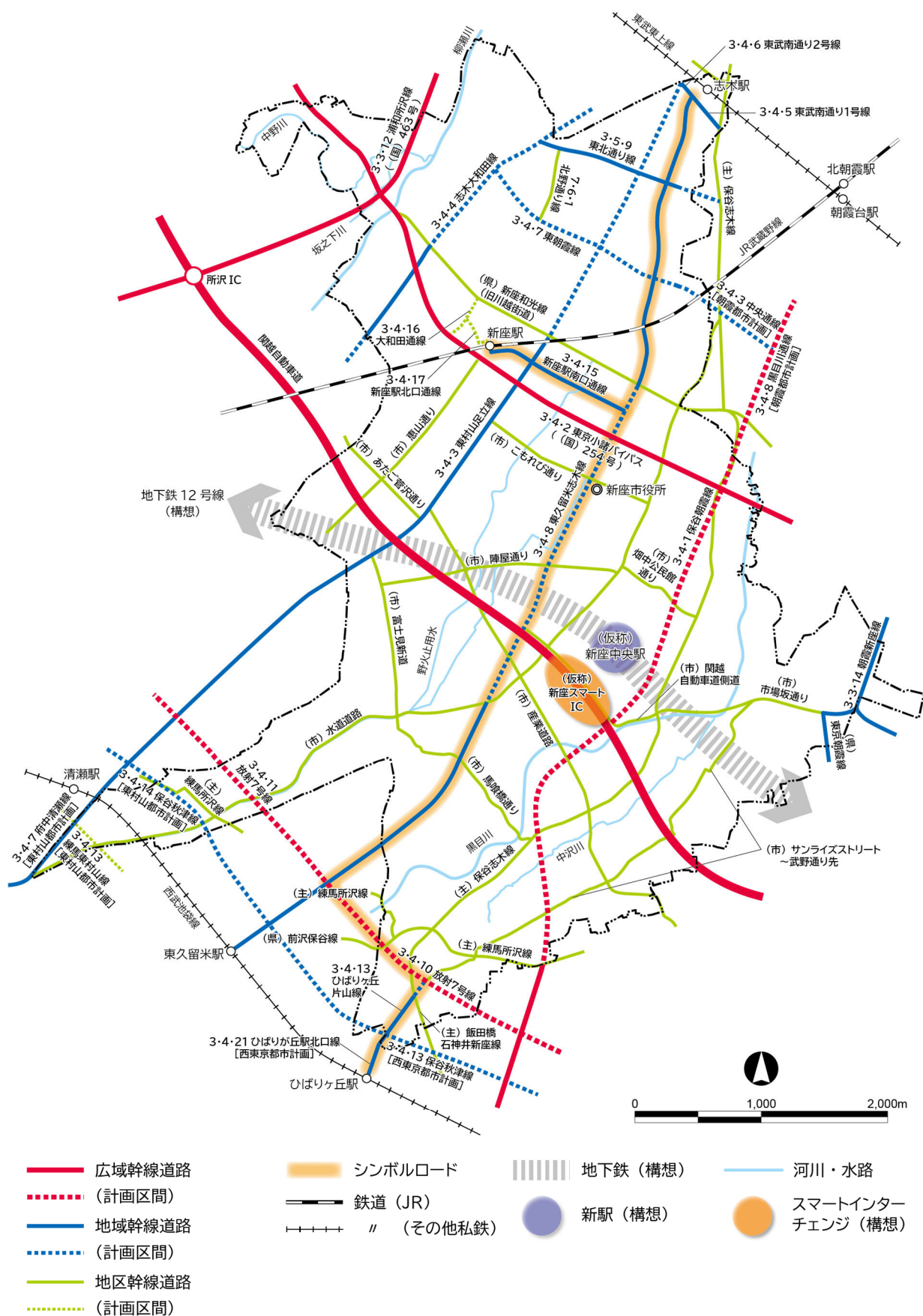
③景観や環境に配慮した良好な道路空間の形成

- 新規の道路整備や既存の道路改良に当たっては、防災や景観に配慮した道路空間の形成に向けて、新座市みどりのまちづくり条例※に基づき、適宜、緑化を推進するとともに、駅周辺については無電柱化を検討します。
- 市民ボランティアとの協働のもと、良好な沿道景観の創出に向けた取組を検討します。

（3）道路の維持・管理

- 市管理の道路は、定期的なパトロールや市民からの情報提供などに基づく早期の予防修繕により舗装の長寿命化を図るとともに、街路樹や植栽の剪定、草刈りといった維持・管理を進めます。
- 市管理の橋梁は、計画的な点検を行うとともに、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う予防保全型による維持・管理を進めます。
- 市民ボランティアによる歩道清掃などの活動を支援します。

道路ネットワーク方針図



第4章

4. みどりと水に関する基本方針

関連する
SDGs



(1) 雑木林・斜面林

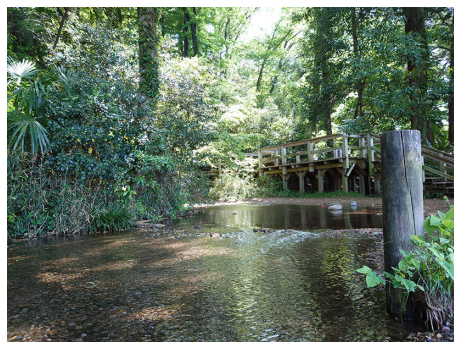
① 雑木林・斜面林の保全・活用

<平林寺周辺【みどりの拠点】>

- 国指定天然記念物※である平林寺境内林は、近郊緑地特別保全地区※の指定に基づき、引き続き雑木林を始めとするみどりを保全します。
- 平林寺周辺においては、雑木林に囲まれた風情ある景観をいかし、隣接するこもれび通りや陣屋通りの歩道整備を進めるなど、歩きたくなる空間づくりに取り組むことで、市民の散策や憩いの場としての活用を図ります。

<妙音沢周辺【みどりの拠点】>

- 妙音沢の斜面林及び湧水は、特別緑地保全地区※の指定のもと、引き続き動植物の生態系に配慮した保全・整備を進めるとともに、自然観察などの場として積極的な活用を図ります。
- 妙音沢特別緑地保全地区※内の民有地については、引き続き新座グリーンスマイル基金※の周知と活用を図り、順次、公有地化を進めます。



妙音沢

<市域全般>

- 本市の特徴である雑木林については、みどりの保全協定に基づく「市民憩いの森」として保全・整備を図るとともに、レクリエーションや野外教育の場として活用を図ります。
- 市内に残る良好な樹木は、市指定保存樹木等への指定・登録のもと保全に努めます。
- 山林の相続税納税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望していきます。

② 市民との協働によるみどりの保全、維持・管理

- 緑地協定※制度を始めとした諸制度を活用することで、市民や事業者による自主的な地域ぐるみの緑地保全活動を促進し、みどりの保全に努めます。
- 「新座市グリーンサポーター」や「新座市緑の保全巡視員」などの市民ボランティアとの連携のもと、雑木林内の下草刈り、萌芽更新※などの緑地保全活動や、動植物の持ち出し、ごみの不法投棄防止などの巡視活動を推進します。
- 市内に残る貴重な緑地については、新座グリーンスマイル基金※や新座市森林環境

整備基金※、クラウドファンディング※などの活用を通じて、保全に努めます。

序
論

(2)河川・水路

①河川

<柳瀬川・黒目川【水とみどりの交流軸】>

- 一級河川※の柳瀬川及び黒目川は、適切な維持・管理を県へ要請するとともに、本市を代表する水辺空間として、ウォーキングやサイクリングなど自然観察・レクリエーションの場としての積極的な活用を図ります。また、河川の流域環境整備に当たっては、河川が本来有している生物の生息環境や河川景観などに配慮した整備を関係機関へ要望します。



黒目川

<中沢川・中野川・坂之下川>

- 中沢川、中野川及び坂之下川では、水源となる湧水の保全に向けて、斜面林や農地など保水機能を有する周辺のみどりの保全を図るとともに、公共施設用地及び民有地における雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。

②水路

<野火止用水【水とみどりの交流軸】>

- 野火止用水は、併設されている遊歩道を含め、引き続き適切な維持・管理を進めるとともに、暮らしに身近な水辺空間として、散策や憩いの場としての活用を推進します。



野火止用水

③市民との協働による水辺の保全、維持・管理

- 野火止用水や河川では、市民ボランティアとの協働のもと、引き続き清掃活動や水辺環境の美化に関する啓発活動を推進します。

第2章

都市づくりの
現況と課題の整理

第3章

都市づくりの
基本方針

第4章

全体構想

第5章

地域別構想

第6章

都市づくりの
実現に向けて

参考資料

(3)農地

①農地の保全・活用

<市街化調整区域の農地>

- 市街化調整区域※内の農地は、農業生産の場であるとともに、地域固有の風景を構成する重要な要素として、積極的に保全を図ります。
- 農業経営基盤の強化に向けて、意欲ある営農者に対する農地の集積や新たな農業技術の導入、新規就農者や農業後継者の育成などに対する支援の充実を図ります。
- 遊休農地や耕作放棄地の抑制に向けて、農業委員会との協力のもと、新たな担い手への農地の斡旋のほか、レジャー農園※(市民農園)や農業体験農園※などによる農地の有効活用の促進を図ります。

<市街化区域の農地>

- 市街化区域※内の農地は、市街地における防災や貴重なみどりの空間としても必要不可欠であることから、生産緑地制度※を活用するなど、保全に努めます。
- 既に生産緑地地区※に指定されている農地については、農業従事者の意向を確認しつつ、特定生産緑地制度※を活用し、可能な限り農地として維持できるよう努めます。
- 生産緑地地区※においては、低層住居系の用途地域※における用途の見直しを含め、農産物の加工や販売のための施設の立地など、都市農業の活性化に資する土地の有効活用の促進について検討します。

②都市と農地の共存

- レジャー農園※(市民農園)については、利用者の利便性向上に向けて、施設の適切な維持・管理を行います。
- 農業に対する理解を深めるため、児童・生徒の教育の場としての農地の活用を促進します。
- レジャー農園※(市民農園)や農業体験農園※、観光農園※に関する情報は、ホームページや SNS※などを通じて積極的に情報提供・PRを行います。



レジャー農園(池田三丁目)

(4)公園・緑地

①都市公園の整備

- 総合運動公園は、本市のスポーツ・レクリエーション及び自然観察の中核となる『みどりの拠点』として、公園の適切な維持・管理を行いながら、設備などのリニューアルに努めるとともに、借地部分については公有地化を検討します。
- 新座駅北口地区及び大和田二・三丁目地区では、土地区画整理事業※に合わせ街区公園の整備を進めます。
- 新たな市街地の整備に際しては、都市環境の向上に資する公園の適切な配置及び整備を検討します。
- 新たな公園の配置及び整備に当たっては、地区毎の人口及び公園の整備状況などを考慮し、公園の不足するエリアを優先して土地の買取りを検討します。また、公園の整備に際しては、地域住民の参画による公園づくりを進めます。
- 公園用地のうち、借地部分の買取り申請があった箇所については、適宜、公有地化に努めます。

②その他の施設緑地の整備

- 都市計画道路の整備などにより残地が発生した場合は、ミニパーク※の整備などの活用を検討します。

③公園・緑地等の維持・管理

- 公園の維持・管理に当たっては、行政と市民との協働のもと、引き続き、園内の清掃や植栽の管理、花壇の手入れなどを実施します。
- 公園内の遊具については、引き続き安全点検の実施と維持・補修を行うとともに、ユニバーサルデザイン※に配慮した整備を進めます。また、利用者のニーズを踏まえ、健康器具などの設置を進めます。
- 地域の身近な公園や児童遊園※の再配置、老朽化した公園の再整備に当たっては、公園のリニューアル計画を策定し、幅広いニーズに対応できる公園づくりを進めます。また、公園施設の新設・改良に当たっては、ユニバーサルデザイン※やバリアフリー※に配慮した整備を行います。
- 公園のリニューアルや新規整備に際しては、規模や立地場所などの条件を踏まえ、必要に応じて、公募設置管理制度(Park-PFI)※による園内への飲食店や売店、遊戯施設、運動施設の設置など、民間の資本やノウハウを活用した整備・改修及び管理手法について検討します。
- 栄緑道を始めとする緑道や遊歩道、市営墓園などの植栽及び桜並木は、歩きたくなる空間づくりに向けて、引き続き適切に維持・管理を行います。



栄緑道

(5) まちの緑化

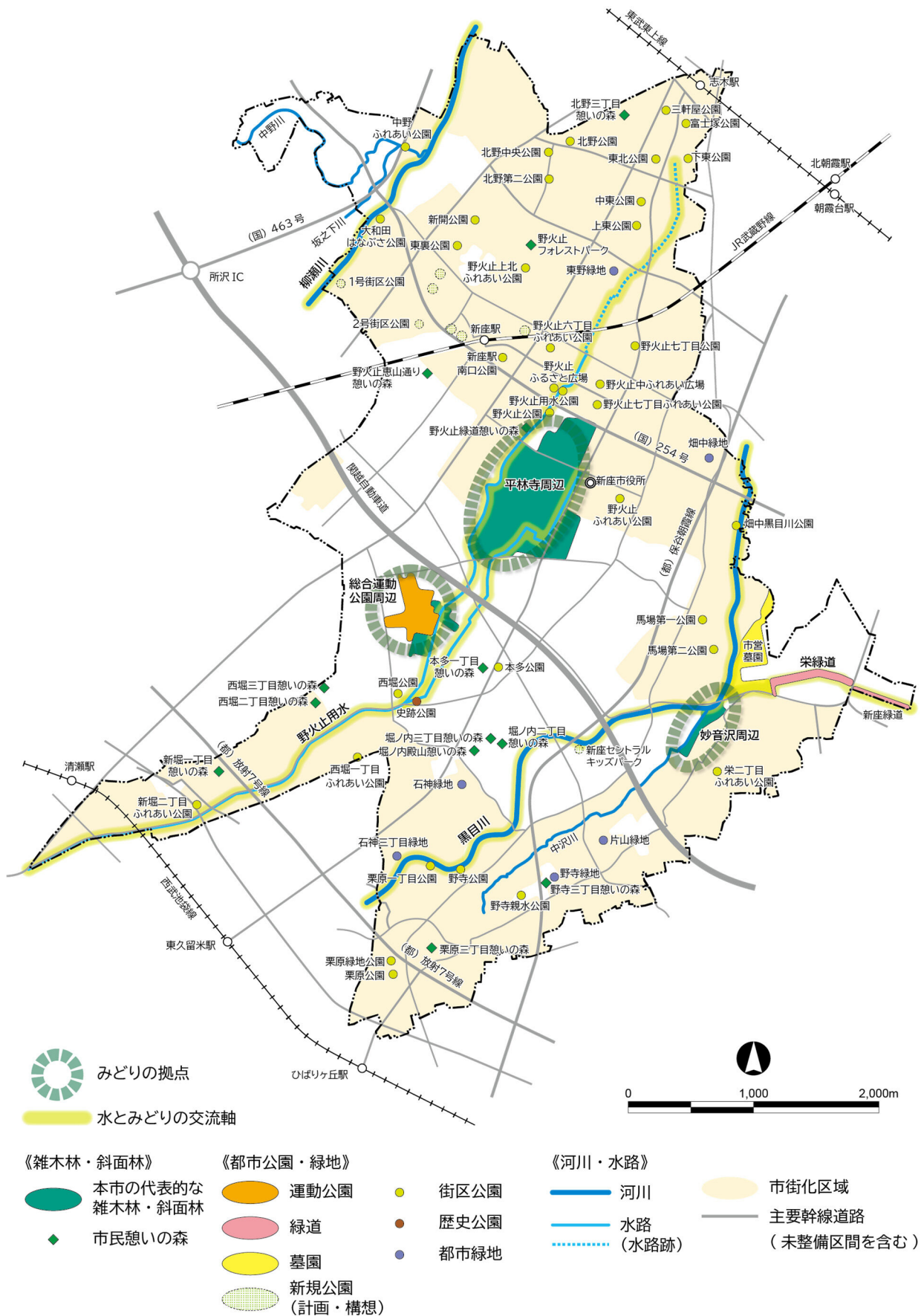
①市街地における緑化の推進

- 公共施設の新規整備に当たっては、緑化基準に基づく敷地内の緑化を進めます。
- 公共施設を中心に、緑のカーテンの設置や屋上・壁面緑化の取組を進めます。また、住宅や民間の建物の緑化を促進するため、広報やホームページ、SNS※などを活用した啓発活動を進めます。
- 民有地における緑化の促進に向けて、生け垣の設置に関する助成を行うとともに、市民及び事業者に対しての周知と啓発活動を進めます。
- 開発事業者に対しては、新座市みどりのまちづくり条例※に基づき、緑化指導を行うことで、みどりの量的確保と質的向上を図ります。
- 道路内に設置された既存の街路樹や植栽については、引き続き、草刈り、剪定などの適切な維持・管理を行います。
- 新規の道路整備に当たっては、新座市みどりのまちづくり条例※に基づき、適宜、緑化を推進します。

②市民との協働によるまちの緑化

- 市民ボランティアとの協働のもと、道路や農地などに四季折々の花を植栽する、花のあるまちづくりを進めます。

みどりと水の保全・整備方針図



5. 都市環境に関する基本方針

関連する
SDGs



(1)暮らしを支える公共施設等

- 既存の公共施設等は、「公共施設等総合管理計画」やこれに基づく各個別施設計画などにより、定期的な点検・診断の実施と予防修繕による長寿命化、整備を推進することで、施設としての機能の維持及び安全性の確保に努めるとともに、維持・管理に要する財政負担の軽減・平準化を図ります。また、状況に合わせて、複合化、集約化、用途変更、廃止など施設の再配置などについて検討します。
- 公共施設等では、年齢や障がいの有無を問わず誰もが利用しやすい施設を目指し、修繕や改修に合わせてユニバーサルデザイン※への対応やバリアフリー※化を推進します。
- 公共施設の運営に当たっては、利便性の向上に向けて、利用者のニーズなどを踏まえつつ、利用時間など運用面の見直しを検討します。また、施設ごとの機能・特性に応じて、引き続き、指定管理者制度※による施設運営を進めるとともに、新たな施設における制度の導入を検討します。
- 歴史民俗資料館との複合化により整備した保健センターについては、周辺の歴史環境や景観と調和した保健業務の活動拠点として広く活用します。

(2)快適な居住環境づくり

①居住環境の改善

- 住宅地のうち、公共空地※の確保や狭あい道路※の解消、日照の確保など都市基盤※の改善・整備が求められる地区では、地域地区※の見直しや地区計画※などを活用した環境改善を検討します。
- 居住者の高齢化や人口減少が進んでいる住宅団地では、民間主体による若い世代と高齢者が共生する団地コミュニティ※の再生に向けた総合的な取組に際し、必要に応じて既存の都市計画の廃止並びに居住環境の維持・改善に向けた地域地区※の見直し及び地区計画※制度の活用を検討します。
- 市民の発意による地区の特性をいかしたまちづくりを促進するため、市民に対して新座市地区まちづくり推進条例※の周知を行うとともに、具体的なまちづくりを行う際の情報提供や助言、手続などの支援を行います。

②空家等対策

- 利用可能な空家等については、「新座市空家バンク」によるマッチング支援などの取組により、積極的な利活用の促進を図ります。
- 周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている管理不全な空家等については、所有者等に対し適正な管理を促します。また、特に深刻な悪影響を及ぼす恐れがある空家等については、特定空家等に認定し、助言、指導のほか、必要に応じて勧告、命令、行政代執行など、より強制力のある措置を行います。

③交通安全・防犯対策

- 道路の整備・改良に当たっては、安全な歩行空間や自転車通行空間の確保を図るとともに、年齢や障がいの有無を問わず誰もが安全に通行できるよう、ユニバーサルデザイン※やバリアフリー※に配慮した整備を行います。
- 見通しの悪い道路や夜間通行における安全確保に向けて、道路反射鏡や道路照明灯の設置を進めます。
- 道路の拡幅改良などが困難な道路では、路面標示などによる安全対策を進めます。
- 生活道路への通過交通の混入を防止するため、地域関係者の意向を確認しつつ啓発看板の効果的な利用促進を図るとともに、大型車両の通行規制やスクールゾーン指定による車両通行規制、ゾーン30プラス※の指定などの交通安全対策を、地域の状況に応じて関係機関と調整を行います。



歩道段差の切り下げ(陣屋通り)

④福祉のまちづくり

- 高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて、福祉・医療分野を始めとする各種計画との連携のもと、医療・福祉サービス施設の適正配置と立地誘導を図ります。
- 保育園、放課後児童保育室、デイサービスセンターなど通所型施設の立地誘導に当たっては、地域の需要や人口動向、土地利用の状況などを踏まえ、必要に応じて、都市公園法に基づく都市公園※内への施設の設置を検討します。
- 高齢者の外出機会を促すため、レクリエーションや語らいの場などに利用できるコミュニティ※施設や交流スペースの創出を図ります。
- 高齢者や障がいのある方でも安全・安心に暮らせる住宅の供給及び改善に向けて、ユニバーサルデザイン※やバリアフリー※に配慮した個人宅の改善支援などの取組を進めます。

⑤環境美化の推進

- 水辺や雑木林などへのごみの不法投棄防止に向けてパトロールを実施します。
- 市民ボランティアとの協働のもと、住居周辺、公園・広場、道路・歩道、駅前、河川・水路などの公共スペースの清掃・美化活動を実施します。

(3)環境負荷の低減

①環境負荷の低減に寄与する都市構造・交通体系の構築

- 環境負荷の少ない持続可能な都市構造の構築に向けて、公共交通の更なる利便性の向上、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間の確保により、自動車に過度に頼らず暮らせる都市づくりを進めます。
- 自動車の利用に当たっては、引き続き、温室効果ガス排出抑制につながる電気自動車などの低公害車や低燃費車の利用促進の啓発に努めます。

②循環型社会の構築

- 公共施設の新設及び改修に当たっては、LED 照明や雨水貯留・浸透施設の設置を進めます。また、太陽光発電システムの導入に当たっては、施設の特長などを踏まえながら、設置を進めます。更に、新たな再生可能エネルギー設備などの導入について検討を行います。
- 新規の道路整備に当たっては、雨水貯留施設の設置を検討するとともに、歩道部分については、透水性舗装による整備を実施します。また、既存道路の改良に当たっては、既存の集水枡の改良整備を実施します。
- 民有地における雨水貯留・浸透機能の強化に向けて、市民及び事業者に対して雨水貯留槽の設置に関する啓発活動を進めます。
- 民間の開発事業に対しては、条例に基づき、雨水貯留・浸透施設設置の指導を行うとともに、開発行為に該当しない事業についても、事業者へ雨水貯留・浸透施設の設置・増設の協力を要請します。

6. 防災都市づくりに関する基本方針

関連する
SDGs



(1) 地震・火災対策

① 災害に強い市街地の形成

- 建物の安全性を高めるため、引き続き建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。また、リフォームに合わせた耐震化や不燃化※などの部分的な改修を促進します。
- 燃えにくい市街地の形成に向けて、木造率及び建物密集度の高い市街地、商業施設の集積地、緊急輸送道路※の沿道、広域避難場所の周辺地区などを中心に、防火地域及び準防火地域※の指定を検討します。
- 住宅地においては、災害時における避難路※の安全や消防活動区域の確保に向けて、狭あい道路※の拡幅、敷地の隅切り、電柱の敷地内への取り込みなど防災空間の確保を進めるとともに、沿道における生け垣化、危険な状態のブロック塀等の撤去を促進します。
- 防災空間となるオープンスペースの確保に向けて、身近な公園や児童遊園※の整備を進めます。
- 市街地内の緑地や生産緑地地区※などの農地は、災害時における一時的な退避場所や延焼遮断機能を有するオープンスペースといった、防災上においても重要な役割を担う地域資源であることから、引き続き保全に努めます。

② ライフラインの確保

- 緊急輸送道路※など、緊急車両の通行や災害時の物資輸送上重要な道路では、災害時における道路機能の維持・確保に向けて、橋梁の計画的な点検及び予防保全型による維持・管理や、沿道建物の耐震化、無電柱化を促進します。また、既存の市道において、緊急輸送に用いる道路の更なる指定を検討します。
- 上・下水道については、災害による施設の被害を最小限にするため、各施設の管理計画に基づく計画的な点検・予防修繕と耐震化を進めます。
- 大規模災害時における通信手段を確保・提供するため、市内の避難場所などを中心に公衆無線 LAN(Wi-Fi)の整備を進めます。



道路の無電柱化((都)ひばりヶ丘片山線)

(2)土砂災害対策

- 急傾斜地崩壊危険区域[※]や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域[※]の指定範囲では、引き続き各法令に基づく安全対策を進めます。
- 土砂災害については、前兆現象もなく突然災害が起こる恐れがあることから、土砂災害警戒区域[※]内の居住者に対する連絡システムを活用し、被害の防止に努めます。
- 盛土造成地では、災害時における滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地[※]を対象に、安全性に関する調査を実施し、官民が連携しながら適切な対応を図ります。

(3)水害対策

①総合的な雨水対策の見直し

- 近年、想定外の規模の台風や集中豪雨が全国的に発生している事象を踏まえ、国・県などの動向を見据えつつ、「新座市雨水管理総合計画」などに基づき、総合的な雨水対策の見直しを検討します。

②河川改修

- 一級河川[※]の柳瀬川及び黒目川は、関係機関へ引き続き適正な維持・管理を要望します。
- 準用河川[※]の中沢川は、引き続き適正な維持・管理を実施するとともに、更なる治水安全の向上に向けた改修・整備を検討します。
- 中野川などの普通河川[※]については、治水安全の維持・向上に向けた改修・整備を検討します。

③下水道(雨水)の整備

- 下水道(雨水)については、「新座市雨水管理総合計画」などに基づき、「荒川右岸流域関連新座公共下水道事業計画」を見直し、計画的かつ効率的な整備を推進します。また、既存ストックを活用した溢水対策を推進します。

④雨水貯留・浸透機能の強化

- 降雨時における河川への急激な雨水の流出を抑制するため、公共施設の新設・改修に合わせての雨水貯留・浸透施設の設置や、歩道の整備における透水性舗装を推進します。更に、想定を超えた大型台風や集中豪雨の発生時においても被害を抑制できるよう、公園や学校などの広い敷地を持った施設について、貯留施設としての活用を進めます。また、民有地における雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。
- 農地や雑木林など保水機能を有するみどりは、防災上においても重要な役割を担う地域資源であることから、引き続き保全に努めます。

⑤被害の軽減に向けた取組

- 水害の危険性が高い地区では、被害の未然防止を図るため、宅地利用の抑制などを検討します。
- 大雨に際しては、関係機関との協力のもと、河川の水位や雨量に関する情報を収集するとともに、ICT※や SNS※などを含む多様な手段を活用し迅速に情報提供を行うことで、市民の安全確保や被害の軽減を図ります。
- 洪水・土砂災害ハザードマップの配布やホームページへの掲載などにより、洪水浸水想定区域※や土砂災害の恐れがある箇所の周知、避難時の心得や留意点など、防災に関する市民への意識啓発を図ります。

(4)避難拠点の安全対策

- 避難場所など災害時に重要な役割を担う公共施設では、施設の安全確保に向けて、計画的な点検・予防修繕による維持・管理を進めるとともに、避難場所における設備などの充実を図ります。

7. シティプロモーションの都市づくりに関する基本方針

関連する
SDGs



(1) 子育て世代が暮らしたくなる環境をつくる

シティプロモーション※のターゲット層となる子育て世代や大学生といった若い人たちに、新座市に「住んでみたい」「ずっと住み続けたい」と思ってもらうためには、仕事や余暇の過ごし方とともに、このまちなら安心して子どもを育てられると思える環境づくりが重要な視点となります。

そのため本項目では、主に子育ての視点から、若い世代に「選ばれるまち」となるための都市づくりの方針を示します。

①安心して外出できる子育て環境づくり

- 道路や公共施設については、ベビーカーや子ども連れでもストレス無く安全に移動できるよう、修繕や改修に合わせてユニバーサルデザイン※への対応やバリアフリー※化を推進します。また、民間の大規模集客施設などにおいても、ユニバーサルデザイン※への対応やバリアフリー※化を事業者や施設管理者に要望していきます。
- 乳幼児連れの保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ換えの可能な公共施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、マップやフラッグ、ホームページによる周知に努めます。また、更なる充実と利便性の向上を図るため、関係機関などと連携し、鉄道駅や商業施設などの民間施設の事業者や施設管理者に要望し、指定の輪を広げる取組を進めます。

②まちの特性をいかした遊び・学びの場づくり

- 子どもの安全な遊び場を確保するため、公園や児童遊園※の整備・充実を図ります。
- 地権者より借り受けた雑木林は、みどりの保全協定に基づく「市民憩いの森」として保全・整備を図るとともに、屋外教育の場として活用を図ります。
- 雑木林や河川などを活用した子どもの学びや遊びの機会を提供します。
- 農業に対する理解を深めるため、児童・生徒の教育の場としての農地の活用を促進します。
- 市内3大学(跡見学園女子大学、十文字学園女子大学及び立教大学)や地元企業などの協力のもと、学びと交流の機会を提供するため、地域と連携したまちづくりを進め



新座セントラルキッズパーク

ます。

③子育て支援機能の拡充

- 待機児童ゼロに向けて、新規の保育所の設置に当たっては、既存施設の利用状況や地域のニーズなどを参考にしながら、必要に応じて、都市公園法に基づく公園内への設置や、大規模マンションにおける保育施設の設置促進を含めて検討します。
- 職住育の近接を実現するための環境整備や、福祉・医療サービスの充実、公共交通の利便性向上、多世代の交流の場づくりなど、総合的な取組及び支援を検討します。
- 児童センターについては、児童の健全な遊び・学びの場として、新たな施設の設置や場の確保に向けた取組を進めます。

(2)まちの魅力づくりと魅力の発信

新座市に「住んでみたい」「ずっと住みたい」と思ってもらうためには、情報を発信してまちを知ってもらうとともに、実際にまちのなかで魅力を感じてもらうことが重要です。

そのため本項目では、景観形成や地域資源をいかしたまちづくりを通じて、まちの魅力を高め、市の内外へ情報を発信することで、新座のファンを増やすための都市づくりの方針を示します。

①景観都市づくり

- 景観都市づくりに当たっては、景観計画※及び景観条例※のもと、豊かな自然環境や、地域の個性を守り・いかすことで、「住んでみたい」「ずっと住みたい」と思ってもらえる景観づくりを進めていきます。

<自然的景観の方針>

- 妙音沢を始めとする河岸段丘沿いの斜面林は、連続性のあるみどりとして良好な眺望景観となっていることから、引き続き適切な保全を図ります。
- 柳瀬川や黒目川といった河川周辺は、良好な自然景観を形成していることから、関係機関との協力のもと、引き続き適切な保全を図ります。
- 農地は、各種農業振興策との連携のもと保全及び活用を促進することで、田園景観の保全を図ります。
- 市街化区域※内の生産緑地地区※を始めとする農地については、まちなかにある貴重なみどりの景観として、周辺の市街地環境との調和に配慮しつつ、適切な保全を図ります。



黒目川と市場坂橋

<歴史・文化的景観の方針>

- 平林寺境内林及び野火止用水は、周辺の雑木林や農地、農家住宅の屋敷林と一体となり、かつての武蔵野の面影を残す貴重な歴史・文化的景観を形成していることから、各種保全制度との連携のもと、引き続きその良好な景観の保全を図り、後世まで継承していきます。
- こもれび通りや平林寺大門通りは、平林寺へと続く道路として、周辺の雑木林や野火止用水と調和した沿道景観の創出に向けて、各種補助制度などを活用した道路整備を検討します。
- その他、市内にある神社・仏閣や雑木林のみどりについては、地域の歴史・成り立ちや農村風景の名残となる景観資源として、地権者などの協力のもと引き続き景観の保全に努めます。



雑木林のみどり(野寺三丁目憩いの森)

<駅前・商業地景観の方針>

- 志木駅及び新座駅前では、駅前にふさわしいデザインや色彩を工夫した商業施設、看板・広告物などを誘導することで、本市の「まちの顔」となる景観づくりを促進します。
- 駅周辺の幹線道路では、沿道の景観や防災に配慮した道路空間の形成に向けて、無電柱化を検討します。

<住宅地及び工業地景観の方針>

- 住宅地では、周辺の環境と調和した建物の色彩やデザインの採用を促進することで、住宅地にふさわしい良好な景観の形成を図ります。
- 工業・物流業務地では、敷地内の緑化などを通じて、周辺環境との調和に配慮した工業地景観の形成を図ります。
- 地区計画※が定められている市街地では、それぞれの地区計画※に基づく建物の形態、色彩及び意匠の制限などにより、各地区の目標に即した良好な市街地景観の維持・形成を図ります。
- 公園、道路などの公共施設では、市民やボランティアとの協働のもと、施設の緑化や花の植栽により、市街地におけるみどりの景観の創出を図ります。
- 屋外広告物については、新座市屋外広告物条例※に基づく許可や指導により、適切に景観形成を推進します。



工業施設の敷地内緑化

②地域資源をいかしたまちづくり

- 地域資源をいかしたまちづくりに当たっては、市内に点在する地域資源を活用し、見どころづくりや環境整備を進めていきます。

<まちの見どころづくり>

- 平林寺及び野火止用水については、引き続き良好なみどりの環境を保全・維持するとともに、散策コースとなる周辺道路の歩道整備を進めます。
- 妙音沢では、引き続き動植物の生態に配慮した保全・整備を進めるとともに、新種の桜である「ミョウオンサワハタザクラ」を活用した見どころづくりを進めます。
- 保健センターとの複合化により整備した歴史民俗資料館については、周辺の歴史環境や景観と調和した地域史の学習活動拠点として広く活用します。

<まちの見どころ・みどりをつなぐ>

- 市内の見どころを結び安全・快適に巡るルートとして、野火止用水沿いの緑道を主軸に、歩道や散策路の整備、統一された案内看板の設置、また、路線バスなど公共交通とのアクセス・連携により、回遊性の高いネットワークの形成を図ります。
- 緑道や河川沿いの遊歩道は、散策やウォーキングなどを通じて自然に触れることのできる歩行空間として、引き続き関係機関との協力のもと適切な維持・管理を進めます。
- 幹線道路では、安全かつ快適な歩行空間の確保を図るとともに、自転車通行の安全確保に向けて自転車ネットワークの構築を検討します。
- 日常の自転車利用や観光面での活用を図るため、シェアサイクル※の利用促進を図ります。

<まちの魅力を高める「顔づくり」>

- 志木駅及び新座駅の周辺は、本市の玄関口となる市街地として、それぞれの地区計画※に基づく建物の用途や形態、色彩、意匠の制限などにより、快適で回遊性の高い市街地空間の形成を図ります。
- 志木駅南口及び新座駅では、案内看板の設置や、公共交通の乗り継ぎ利便性の向上により、市民・来訪者の双方にとって利用しやすい交通結節点※の形成を図ります。また、自転車通行空間の整備や無電柱化を検討します。
- ふるさと新座館は、各種イベントの開催など新座の魅力を伝える場として、引き続き積極的な活用を図ります。
- 新座市役所周辺では、地域地区※の見直しや地区計画※などの適用も視野に入れた土地利用の誘導、バリアフリー※にも配慮した歩行空間及び自転車通行空間の確保により、行政拠点にふさわしい「まちの顔」となる市街地の形成を図ります。



(都)新座駅南口通線

- 市役所市民オープンテラスを始めとする広場や空地、道路・駅前などの公共空間を活用したイベントやまちおこしの活動については、市民や各種団体との連携のもと、市街地におけるにぎわいの創出に向けて、積極的に支援を図ります。

③まちの魅力を発信する環境づくり

- まちの見どころやイベント、移住・子育て支援など各種情報の提供・案内に当たっては、マップやリーフレット、冊子のほか、ホームページや SNS※などを活用して、市の内外へ積極的に情報発信を行っていきます。
- 公共交通の乗り継ぎや、イベント・グルメ情報、地場製品の紹介・購入など、ICT※を活用した様々な情報サービスの提供及び連携については、事業者による取組を積極的に支援することで、サービスの拡充と利便性の向上を図ります。